

情報処理技術者の選考採用について（係長級・係員級、技術系）

内閣官房内閣情報調査室では、次のとおり情報処理技術者の選考採用（係長級・係員級、技術系）を実施いたします。

1 職務内容

内閣官房内閣情報調査室において、情報ネットワークシステム等の情報通信基盤の構築・保守管理、サイバー情勢に関する情報収集・分析等の情報処理技術を用いる業務に従事する係員級職員として採用します。採用後は、国家公務員採用一般職試験合格者相当として任用されます。

2 求める人材

- (1) 公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- (2) 課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を有する者
- (3) 適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことができる能力を有する者
- (4) 各種経験（職務経験に限らない）を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者
- (5) 採用後の研修又は職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者

3 応募資格

(1) 共通

ア 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること。

(ア) 次のいずれかの情報処理技術者試験に合格した者（応募時まで実施された試験について合格見込みの者も含みますが、合格に至らなかった場合は採用できません。）

- ・ 応用情報技術者試験
- ・ ITストラテジスト試験
- ・ システムアーキテクト試験
- ・ プロジェクトマネージャ試験
- ・ ネットワークスペシャリスト試験
- ・ データベーススペシャリスト試験
- ・ エンベデッドシステムスペシャリスト試験
- ・ ITサービスマネージャ試験
- ・ システム監査技術者試験

(イ) 情報処理安全確保支援士試験に合格した者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者

※ 同等以上の能力を有すると認められる者は、次のいずれかに該当する者としま

す。

- ・ サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事し、又は従事していた者であって、経済産業大臣の定めるところにより、経済産業大臣が認定した者(情報処理の促進に関する法律施行規則(平成28年経済産業省令第102号)第1条第1項第1号関係)
- ・ 独立行政法人情報処理推進機構が行うサイバーセキュリティ対策に資する知識及び技能の講習であって、情報処理安全確保支援士試験の科目の合格に必要な知識及び能力を習得できるものとして経済産業大臣が指定したものを修了した者(修了した日の翌日から起算して一年以内に第3項又は第4項の申請をし、登録資格認定を受けた場合に限る。)(同施行規則第3条第1項関係)

イ 次のいずれにも該当しないこと

(ア) 日本国籍を有しない者

(イ) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受けその処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(ウ) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

(2) 係員級(共通要件に加え、以下を満たすこと)

1986年(昭和61年)4月2日以降に生まれた者

※ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第1条の3第1項第3号イの趣旨を準用し、長期にわたる継続勤務により職務に必要な能力の開発及び向上を図ることを目的として募集するため。

(3) 係長級(共通要件に加え、以下を満たすこと)

ア 大学院、大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校を卒業等した者で、民間企業、官公庁、国際機関等において一定の職務経験(応募時において、最終学歴が大学院修了又は大学卒業の者は8年以上、短期大学又は高等専門学校卒業の者は10年以上、高等学校卒業の者は12年以上)を有する者

イ 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達しない者

※ 係員選考及び係長選考は併願できます。

※ 応募資格や勤務経歴を確認するため、最終合格者の方には、以下の書類を別途指定する日までに提出、提示していただきます。勤務証明書が提出できない期間は職務経歴に通算されませんので、ご注意ください。書類を提出、提示できない場合又は虚偽の記載がなされている証明書があった場合には、採用予定が取り消される場合があります。

- ・卒業証明書又は卒業見込み証明書等、学歴を証明する書類
- ・勤務証明書（職務経歴書を提出いただいた場合）

4 採用予定人数

若干名

5 採用予定時期

令和8年9月1日以降（具体的な時期は、採用決定後に個別に相談可。）

6 勤務地

原則として、内閣府本府庁舎（東京都千代田区永田町1-6-1）において勤務いただくことを想定しています。

7 給与

採用時の俸給月額（基本給）は、行政職俸給表（一）初任給基準表の一般職（大卒）区分を基礎として、採用者の職務経歴年数等を踏まえた経験年数と同程度の経験年数を有する職員が受けている俸給月額を参考にしつつ、採用される官職の職務に加え、採用者の経歴や能力等を考慮して決定します。

※手当として、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当（ボーナス）等の適用があります。

（例1）係員級（行（一）2級）

行政職（一）初任給基準表の一般職（大卒）区分の適用を受ける3年程度の経験年数を有する場合の俸給額（地域手当、本府省業務調整手当を含む。） 約30万円（年収約500万円）

（例2）係長級（行（一）3級）

行政職（一）初任給基準表の一般職（大卒）区分の適用を受ける8年程度の経験年数を有する場合の俸給額（地域手当、本府省業務調整手当を含む。） 約35万円（年収約580万円）

8 勤務時間・休暇

原則として勤務時間は1日7時間45分で、土・日曜日及び祝日、年末12月29日から年始1月3日までは休みです。（ただし、勤務形態は、所属する部署により異なるため、人事異動により他の部署に異動した場合は、変更となる場合があります。）

休暇には、年20日の年次休暇（4月1日採用の場合、採用の年は15日。残日数は20日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）、介護休暇等を利用できます。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休暇制度等を利用できます。

9 選考日程、選考方法及び試験地

1次選考 書類選考（10に記載の提出書類の審査・7月初）

2次選考 面接試験（7月中～下旬に予定。面接試験は、内閣府本府庁舎（東京都千代田区永田町1-6-1）において実施予定。）

※ 書類選考合格者に対してのみ、2次選考（面接試験）の日時等を連絡いたします。

10 応募方法

令和8年7月10日（金）までに、以下（1）から（5）までの書類を郵送又は電子メールにて送付ください（募集期限必着）。

なお、応募書類は返却いたしません。また応募書類に記載された個人情報につきましては、本採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。

<提出書類>※（3）は該当者のみ提出下さい。

（1）履歴書（市販の用紙で可） ※要、顔写真貼付

（2）志望動機をまとめたもの（A4横書1枚以内）

（3）職務経験の概要をまとめたもの（A4横書1枚以内）

（4）情報処理技術者試験等の合格証明書の写し（複数の場合は全て）

※ 合格見込みで応募した方は、情報処理技術者試験の合格発表後3日以内に、IPAウェブサイト受験者マイページにおける合格を証明する画面をPDF形式で印刷し、受験を証明する書類（受験票等）の写しを提出すること。

（5）論文（御自身の専門性を踏まえ、情報通信基盤の構築・保守管理やサイバー情勢に関する情報収集・分析等という観点から内閣情報調査室においてどのような貢献ができると考えているかを具体的に述べてください）（A4横書2枚程度）

<応募書類の宛先>

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房内閣情報調査室総務部 情報処理技術者選考採用担当

<電子メールによる送付の場合>

電子ファイルで送付する場合は、リンク先のメールフォームに必要事項を入力後、送信していただければ、採用担当より電子メールにて送信先を連絡させていただきます。送信先の電子メールの件名に「情報処理技術者選考採用 応募書類提出」と記載の上、応募書類データをPDFファイルにてご送付下さい。

<お問い合わせ等について>

採用担当（電話：03-5253-2107）

以上